

北九州市立特別養護老人ホームかざし園 指定管理者の募集要項

参考資料

関係法令抜粋

- 1 地方自治法（抄）
- 2 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（抄）
- 3 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（抄）
- 4 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（抄）
- 5 北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（抄）
- 6 個人情報の保護に関する法律（抄）

地方自治法 （抄）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

○北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、社会福祉施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（昭49条例33・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において「社会福祉施設」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業のための施設その他これに準ずる施設をいう。

（昭55条例3・平12条例56・令元条例23・一部改正）

（設置）

第3条 市は、別表第1のとおり社会福祉施設を設置する。

（使用又は利用の許可）

第3条の2 社会福祉施設を使用又は利用しようとする者は、あらかじめ市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用又は利用の許可を行わせる社会福祉施設にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2） 社会福祉施設の設置の目的に反するとき。
- （3） 社会福祉施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、社会福祉施設の管理上支障があると認められるとき。

（平15条例65・追加）

（使用又は利用の許可の取消し等）

第3条の3 市長は、前条第1項の許可に係る使用又は利用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、使用若しくは利用を制限し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。

- （1） 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- （2） この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- （3） 詐欺その他不正の行為により使用又は利用の許可を受けたとき。

（平15条例65・追加）

（使用料及び手数料）

第4条 市は、別表第2の左欄に掲げる社会福祉施設の使用につき、同表の中欄及び右欄に定める使用料を徴収する。

2 市は、別表第3の左欄に掲げる社会福祉施設に関する事務で特定の者のためにするものにつき、同表の中欄に定める手数料を徴収する。

（昭59条例8・平12条例14・平15条例9・平18条例44・一部改正）

（使用料及び手数料の減免）

第5条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

（昭59条例8・一部改正）

（利用料金）

第6条 別表第4の左欄に掲げる社会福祉施設を利用しようとする者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の措置、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第2号の措置、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は第2項の措置及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4又は第16条第1項の措置に係る者を除く。）は、当該社会福祉施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該社会福祉施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表第4の中欄及び右欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

（平12条例14・追加、平15条例9・平15条例65・平18条例18・平18条例44・一部改正）

（利用料金の減免）

第7条 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免することができる。

（平12条例14・追加、平15条例65・一部改正）

（使用又は利用の制限等）

第8条 市長は、社会福祉施設の利用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用又は利用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

（1） 詐欺その他の不正な手段により使用し、又は利用したとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。

(3) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(昭49条例33・平10条例50・一部改正、平12条例14・旧第6条繰下・一部改正)

(指定管理者)

第9条 市長は、社会福祉施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該社会福祉施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(昭49条例33・平3条例23・一部改正、平12条例14・旧第7条繰下、平15条例65・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第9条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該社会福祉施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 障害児入所施設、児童発達支援センター及び障害者地域活動センター（入所の機能を有するものに限る。）の指定管理者の指定に係る前項に規定する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

3 第1項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い当該社会福祉施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平15条例65・追加、平20条例35・平22条例21・平24条例14・平27条例33・令2条例40・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第9条の3 指定管理者が行う社会福祉施設の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉施設の維持管理に関すること。

(2) 社会福祉施設の使用又は利用の許可に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平15条例65・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、社会福祉施設の管理を行わなければならない。

(平15条例65・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であつた者は、社会福祉施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平15条例65・追加)

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第9条の6 市は、管理を指定管理者に行わせる社会福祉施設について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令(以下「指定の取消し等」という。)を行つたときは、当該指定の取消しの日から当該社会福祉施設の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行つた期間、当該社会福祉施設の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行つた当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行つた行為とみなす。

3 第1項の場合において、当該社会福祉施設が別表第4の左欄に掲げる社会福祉施設であるときは、市は、当該社会福祉施設の使用につき、第6条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を徴収する。

4 別表第4の規定は、前項の使用料について準用する。

(令3条例32・追加)

(委任)

第10条 この条例に規定するもののほか、社会福祉施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平12条例14・旧第8条繰下)

(罰則)

第11条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(昭59条例8・一部改正、平12条例14・旧第9条繰下・一部改正)

○北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、社会福祉施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（平12規則60・一部改正）

（利用料金の額の承認の告示）

第5条 市長は、条例第6条第3項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

（平12規則60・追加、平13規則60・旧第3条繰下・一部改正、平14規則79・旧第4条繰下）

（指定管理者に管理を行わせようとする施設等の公表）

第6条 市長は、社会福祉施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする施設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第9条の2第2項の場合においては、この限りでない。

（平16規則3・追加、平20規則49・一部改正）

（指定管理者の指定の申請の添付書類）

第7条 条例第9条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- （1） 定款又はこれに準ずるものの謄本
- （2） 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- （3） 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- （4） 事業計画書に係る収支見積書
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平16規則3・追加、平20規則65・一部改正）

（指定管理者の指定の告示）

第8条 市長は、社会福祉施設について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

（平12規則60・追加、平13規則60・旧第4条繰下、平14規則79・旧第5条繰下、平16規則3・旧第6条繰下・一部改正、平20規則49・一部改正）

（指定管理者の事業報告）

第9条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する社会福祉施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

（平16規則3・追加）

(雑則)

第 10 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 12 規則 60・旧第 3 条線下、平 13 規則 60・旧第 5 条線下、平 14 規則 79・旧第 6 条線下、平 16 規則 3・旧第 7 条線下)

○北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（抄）

第3章 指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員

（入所定員）

第4条 法第78条の2第1項に規定する条例で定める数は、29人以下とする。

2 法第86条第1項に規定する条例で定める数は、30人以上とする。

（非常災害対策）

第8条 前条の規定にかかわらず、別表第1の指定居宅サービス等の事業の項に掲げる事業者は、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、非常災害時における避難、救出等の訓練を定期的に行わなければならない。

（地域との連携等）

第9条 第7条の規定にかかわらず、指定居宅サービス等事業者はその事業の運営に当たっては、当該指定居宅サービス等事業者の事業所が所在する地域の自治会等の地縁による団体（次項において「自治会等」という。）に加入するなど、地域住民及びその自発的な活動等（以下この項において「地域住民等」という。）との連携、協力等により地域との交流に努めるとともに、地域住民等に対し、当該指定居宅サービス等の事業の内容を周知するよう努めなければならない。

2 別表第1の指定居宅サービス等の事業の項に掲げる事業者は、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めなければならない。

（サービスの提供に関する記録の整備）

第10条 第7条の規定にかかわらず、指定居宅サービス等事業者は、別表第2の1指定居宅サービス等の事業の表の左欄に掲げるサービスの種類に応じ、同表の右欄に掲げる記録については、それぞれのサービスの提供に対する保険給付の支払の日から5年間保存しなければならない。

（暴力団員等の排除）

第11条 指定居宅サービス等事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

（1） 当該指定居宅サービス等事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員等）又は管理者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。

（2） 暴力団員等をその事業所（当該指定に係る事業所をいう。次号において同

じ。)の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用していること。

(3) 暴力団員等によりその事業所の運営について支配を受けていると認められること。

(4) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。)第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告(県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。)に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。

(5) 管理者又は役員等が前号に規定する公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していない者であること。

(6) 県条例第25条第1項第3号に該当することにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

(7) 管理者又は役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより拘禁又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者であること。

(令3条例20・一部改正)

(地域との連携等)

第15条 第14条の規定にかかわらず、別表第3の指定地域密着型サービスの事業の項に掲げる事業者は、その運営に当たっては、当該事業を行う事業所が所在する地域の自治会等の地縁による団体に加入するなど、地域住民及びその自発的な活動等(以下この条において「地域住民等」という。)との連携、協力等により地域との交流を図るとともに、当該事業所内に地域住民等と交流するための場所を設けるよう努めなければならない。

第4章 介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第4節 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第17条 法第88条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護老人福祉施設の基準は、この節に定めるところによる。

(指定介護老人福祉施設の基本方針)

第18条 指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。付則第5項において同じ。))により一体的に構成される場所(次条第1項及び付則第5項において「ユニット」と

いう。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。次条及び付則第5項において同じ。)を除く。以下この条及び付則第3項において同じ。)は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(平28条例31・平30条例37・令3条例20・一部改正)

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第20条 前2条及び次条(第11条の規定を準用する部分に限る。)に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の基準は、法第88条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

(準用)

第21条 第8条、第9条第2項、第10条、第11条及び第15条の規定は、指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第8条中「前条」とあり、第10条中「第7条」とあり、及び第15条中「第14条」とあるのは「第20条」と、第8条及び第9条第2項中「別表第1の指定居宅サービス等の事業の項に掲げる事業者」とあり、第10条及び第11条各号列記以外の部分中「指定居宅サービス等事業者」とあり、第15条中「別表第3の指定地域密着型サービスの事業の項に掲げる事業者」及び「事業を行う事業所」とあるのは「指定介護老人福祉施設」と、第10条中「別表第2の1 指定居宅サービス等の事業」とあるのは「別表第2の4 指定介護老人福祉施設」と、第11条第1号中「指定居宅サービス等事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員等)又は管理者」とあるのは「指

定介護老人福祉施設を設置する法人の役員等」と、同条第2号中「事業所(当該指定に係る事業所をいう。次号において同じ。)の業務」とあるのは「業務」と、同条第3号中「事業所の運営」とあるのは「運営」と、同条第5号及び第7号中「管理者又は役員等」とあるのは「役員等」と、第15条中「事業所内」とあるのは「指定介護老人福祉施設内」と読み替えるものとする。

○北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例（抄）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号。以下「法」という。）

第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第 2 章 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

（非常災害対策）

第 5 条 前条の規定にかかわらず、養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

（地域との連携等）

第 7 条 第 4 条の規定にかかわらず、養護老人ホームは、その運営に当たっては、当該養護老人ホームが所在する地域の自治会等の地縁による団体（次項において「自治会等」という。）に加入するなど、地域住民及びその自発的な活動等（以下この項において「地域住民等」という。）との連携、協力等により地域との交流を図るとともに、当該養護老人ホーム内に地域住民等と交流するための場所を設けるよう努めなければならない。

2 養護老人ホームは、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めなければならない。

（暴力団員等の排除）

第 8 条 養護老人ホームは、次の各号のいずれかに該当してはならない。

（1） 当該養護老人ホームを設置する法人の役員又は当該養護老人ホームの長（以下これらを「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。

（2） 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。

- (3) 暴力団員等によりその運営について支配を受けていると認められること。
 - (4) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。)第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告(県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。)に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。
 - (5) 役員等が前号に規定する公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していない者であること。
 - (6) 県条例第25条第1項第3号に該当することにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。
 - (7) 役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより拘禁刑又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者であること。
- (令3条例20・令6条例41・一部改正)

第3章 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(特別養護老人ホームの基本方針)

- 第9条 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。付則第3項において同じ。))により一体的に構成される場所(以下この項、次条第1項及び付則第3項において「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。)及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。)(次条及び付則第3項においてこれらを「ユニット型特別養護老人ホーム等」という。))を除く。この条及び付則第2項において同じ。))は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立

って処遇を行うように努めなければならない。

- 4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(平 2 8 条例 3 1 ・ 令 3 条例 2 0 ・ 一部改正)

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第 1 1 条 前 2 条及び次条(第 8 条の規定を準用する部分に限る。)に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、法第 1 7 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

(準用)

第 1 2 条 第 5 条、第 7 条及び第 8 条の規定は、特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定中「養護老人ホーム」とあるのは「特別養護老人ホーム」と、第 5 条中「前条」とあり、及び第 7 条中「第 4 条」とあるのは「第 1 1 条」と読み替えるものとする。

第 4 章 雑則

(委任)

第 1 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

○個人情報の保護に関する法律（抄）

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（令三法三七・追加・一部改正）